| | | | |
|---|---|---|---|
| ⑵　（控除）自己収入等 | | | |
| 賦課金収益 | △ 31,181,576,100 | | |
| 拠出金収益 | △ 367,886,117 | | |
| ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金預り金取崩益 | △ 10,000,000 | | |
| 維持管理積立金運用収益 | △ 280,887,518 | | |
| 事業資産譲渡高 | △ 5,873,044,227 | | |
| 政府受託収入 | △ 4,346,087 | | |
| 寄附金収益 | △ 12,081,000 | | |
| 貸倒引当金戻入 | △ 428,177,001 | | |
| 財務収益 | △ 1,489,244,186 | | |
| 雑益 | △ 118,712,270 | △ 39,765,954,506 | |
| 業務費用合計 | | | 15,057,231,591 |
| Ⅱ　引当外賞与見積額 | | | 8,302,298 |
| Ⅲ　引当外退職給付増加見積額 | | | 35,269,455 |
| Ⅳ　機会費用 | | | |
| 政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用 | 10,329,951 | | 10,329,951 |
| Ⅴ　行政サービス実施コスト | | | 15,111,133,295 |

**注記事項**

〔重要な会計方針〕

「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（平成27年１月27日改訂）並びに「独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解に関するＱ＆Ａ」（平成28年２月改訂）（以下、独立行政法人会計基準等という）を適用して、財務諸表等を作成しております。

ただし、「独立行政法人会計基準」第43（注解39）の規定については、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」の附則第８条により経過措置を適用していることから、経過措置終了まで、現行セグメント区分に基づくセグメント情報の開示を行っております。

１．運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。

なお、業務の進行状況と運営費交付金の対応関係が明確である活動を除く管理部門の活動については期間進行基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりです。

建物附属設備　３～15年

工具器具備品　２～15年

⑵　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアの耐用年数については、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑶　リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

３．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準並びに退職給付費用の処理方法

⑴　退職一時金

①公害健康被害補償予防業務勘定

役員及び職員の退職給付に備えるため、運営費交付金により財源措置がなされないものについて、期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

②石綿健康被害救済業務勘定、環境保全研究・技術開発勘定、基金勘定及び承継勘定

政府交付金又は運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金を計上しておりません。

⑵　企業年金基金から支給される年金給付

①公害健康被害補償予防業務勘定

役員及び職員の退職給付に備えるため、運営費交付金により経済産業関係法人企業年金基金への掛金及び年金基金積立不足額に関して財源措置がなされないものについて、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

また、過去勤務費用は、発生年度において一括処理しております。

②石綿健康被害救済業務勘定、環境保全研究・技術開発勘定、基金勘定及び承継勘定

政府交付金又は運営費交付金により経済産業関係法人企業年金基金への掛金及び年金基金積立不足額に関して財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金を計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、独立行政法人会計基準第38に基づき計算された退職一時金及び年金給付に係る退職給付引当金の当期増減額を計上しております。

４．石綿健康被害救済基金に係る拠出金の計上基準

石綿による健康被害の救済に関する法律第32条第２項に定める地方公共団体からの拠出金及び同第47条に定める特別拠出金については、同第31条の規定により石綿健康被害救済基金に充てるものとされているため、「独立行政法人会計基準第85寄附金の会計処理」に準じて会計処理を行っております。

５．割賦譲渡に係る収益認識基準

事業資産の引渡し時において、割賦取引に係る債権元本総額（消費税を除く）を割賦譲渡元金として計上し、回収日をもって事業資産譲渡高及び事業資産譲渡原価として計上する方法によっております。なお、未回収の割賦譲渡元金に対応する未経過利益は、割賦繰延利益として負債計上しております。

６．引当金の計上基準

⑴　貸倒引当金

①公害健康被害補償予防業務勘定

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別の回収可能性を勘案するとともに、貸倒実績率に基づき、回収不能見込額を計上しております。

②承継勘定

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。